海技免状再交付申請書（第8号様式）の項(2)の号、海技試験申請書（第10号様式）の項(4)の号、操縦免許申請書（第18号様式）の項(10)の号、設備等限定解除（変更）申請書（第19号様式）の項(3)の号及び登録事項（操縦免許証）訂正申請書（第21号様式）の項(3)の号中「履歴限定解除（変更）申請書」を「海技免許限定解除（変更）申請書」に改める。

操縦免許証更新申請書（第22号様式）の項(4)の号中「小型船舶操縦免許証の有効期間内の」を「同時に有効期間の更新の申請をする場合（」に、「小型船舶操縦免許証の更新をする場合」を「更新の申請をする場合に限る。）」に改め、同項(5)の号中「履歴限定解除（変更）申請書」を「海技免許限定解除（変更）申請書」に改める。

操縦免許証再交付申請書（第24号様式）の項(2)の号中「履歴限定解除（変更）申請書」を「海技免許限定解除（変更）申請書」に改める。

第四条　登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部改正）

別表第一第一号(三)の表中「ＩＭＯ商船捜索救助便覧」を「国際航空海上捜索救助マニュアル」に改め、別表第一第二号の表中「国際船員教育訓練手引書（一九八五年）」を「関連するＩＭＯモデルコース」に改める。

（登録海技免状更新講習等の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部改正）

第五条　登録海技免状更新講習等の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十四号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「第三条の六第一項第二号」を「第三条の六第二項」に改め、本則第二項中「第三条の六第一項第四号」を「第三条の六第四号」に改め、本則第三項中「第九条の七の六第一項第二号」を「第九条の七の四において準用する規則第四条の九第二号」に改め、本則第四項中「第九条の七の六第一項第四号」を「第九条の七の四において準用する規則第四条の九第四号」に改め、本則第五項中「第三条の六第一項第五号及び第九条の七の六第一項第五号」を「第三条の六第五号及び規則第九条の七の四において準用する規則第四条の九第五号」に改める。

（登録操縦免許証更新講習等の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部改正）

第六条　登録操縦免許証更新講習等の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「第三条の六第一項第二号」を「第三条の六第二号」に改め、本則第二項中「第三条の六第一項第四号」を「第三条の六第四号」に改め、本則第三項中「第九条の七の六第一項第二号」を「第四条の九第二号」に改め、本則第四項中「第九条の七の六第一項第四号」を「第四条の九第四号」に改め、本則第五項中「第三条の六第一項第五号」を「第三条の六第五号」に、「第九条の七の六第一項第五号」を「第四条の九第五号」に改める。

（登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部改正）

第七条　登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一五の項中「二年六月」を「二年」に改める。

別表第二第一号(一)中「船橋当直三級海技士第一種養成施設」を「船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設」に改め、同号(一)の表必要履修科目の欄中第二項第十一号を削り、別表第二第一号(二)の表必要履修科目の欄中第二項第十一号を削り、別表第二第一号(三)の表必要履修科目の欄中第一項に次の一号を加える。

七　航海計画

別表第二第一号(四)の表必要履修科目の欄中第二項に次の一号を加える。

十　船位通報制度

別表第二第一号(五)の表中「二年六月」を「二年」に改め、同表必要履修科目の欄中第二項第六号を削り、別表第二第一号(六)の表必要履修科目の欄中第二項第六号を削り、別表第二第一号(七)の表必要履修科目の欄中第一項第三号ロを次のように改める。

ロ　熱力学

別表第二第一号(七)の表必要履修科目の欄中第一項第三号ニを次のように改める。

ニ　材料工学

別表第二第一号(七)の表必要履修科目の欄中第二項第六号を削る。

別表第三中「二年六月」を「二年」に改める。

別表第五(一)の表練習船の設備の項中欄中「第六号及び第七号」を「第四号及び第六号」に改め、同欄中第七号を次のように改める。

七　衛星航法装置

別表第五(一)の表練習船の設備の項下欄中各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあっては、第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。

別表第五(一)の表練習船の設備の項下欄第五号中「油水分離器」を「油水分離装置」に改め、同表実習科目の項三級海技士（航海）第一種養成施設の場合の欄第一項第八号中「図誌」を「図示」に改め、同欄第二項第九号中「国際海事機関の商船捜索救助便覧」を「国際航空海上捜索救助マニュアル」に改め、同欄中第二項第十一号を次のように改める。

十一　リーダーシップと管理技能

リーダーシップ並びに安全航行のための乗組員の管理及び訓練

別表第五(一)の表実習科目の項船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設の場合の欄第二項第八号中「国際海事機関の商船捜索救助便覧」を「国際航空海上捜索救助マニュアル」に改め、同欄中第二項に次の一号を加える。

十　リーダーシップとチームワーク技能

リーダーシップ及び安全航行のための乗組員の訓練

別表第五(一)の表実習科目の項三級海技士（機関）第一種養成施設及び内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設の場合の欄中第二項第五号を次のように改める。

五　リーダーシップと管理技能

リーダーシップ並びに安全航行のための乗組員の管理及び訓練

別表第五(一)の表実習科目の項機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設の場合の欄中第二項に次の一号を加える。

五　リーダーシップとチームワーク技能

リーダーシップ及び安全航行のための乗組員の訓練

別表第五(二)の表実習科目の項下欄第一項第一号中「、誤差測定」を「及び誤差測定」に改め、同欄中第一項に次の一号を加える。

七　航海計画

航路の図示及び各種海域における航海の方法

別表第五(二)の表実習科目の項下欄第二項第九号中「国際海事機関の商船捜索救助便覧」を「国際航空海上捜索救助マニュアル」に改め、同欄中第二項に次の一号を加える。

十　船位通報制度

船位通報制度の運用指針及び基準に基づいた報告